

認定農業者等に対する経営支援緊急対策利子助成金交付事業実施要綱

平成20年10月16日20経営第4079号農林水産事務次官依命通知
改正平成20年12月1日20経営第4932号
平成21年5月29日21経営第855号
平成25年6月7日25経営第772号
平成27年3月20日26経営第3334号
平成28年3月16日27経営第3107号
令和2年3月30日元経営第3160号
令和3年3月26日2経営第3379号

第1 趣旨

我が国の農業においては、生産資材価格の高騰に対応するためのコスト低減化に向けた取組を一層推進すること、新たな雇用を生み出す持続可能性のある強い農業経営体を育成すること及び景気後退等により資金繰りが悪化している担い手の経営の維持安定を図ることが緊急の課題となっている。

このため、認定農業者等がこれらの課題に対応するため借り入れる農業経営基盤強化資金等について、金利負担を軽減するための利子助成金の交付を内容とする、認定農業者等に対する経営支援緊急対策利子助成金交付事業（以下「利子助成金交付事業」という。）を実施するものである。

第2 事業の内容

一般社団法人全国農業会議所（以下「会議所」という。）に認定農業者等経営支援基金（以下「支援基金」という。）を設置し、その果実及び取崩しにより、第3に定める資金について金利負担の軽減のための利子助成金を交付するものとする。

第3 利子助成金交付事業

本事業は、次に掲げる事業により構成し、利子助成対象資金その他の本事業の実施に必要な事項については、別記1から別記3までに定めるものとする。

- 1 省エネルギー・低コスト経営支援緊急対策利子助成金交付事業
- 2 雇用創出経営支援緊急対策利子助成金交付事業
- 3 農業経営維持安定支援緊急対策利子助成金交付事業

第4 支援基金の運用管理

- 1 会議所は、次の方法により支援基金に属する資金を運用するものとする。
 - (1) 金融機関への預金
 - (2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への信託（元本保証のものに限る。）
 - (3) 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）又は銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券の保有
- 2 支援基金の運用果実及び支援基金の取崩しによる収入は、利子助成金及びその交付に必要な事務に要する経費並びに支援基金の運用管理に必要な事務に要する経費に充当するものとし、他の費用に充当してはならない。
- 3 2の事務に要する経費の額は、利子助成金交付事業の完了時までの当該事務に要する経費の見込総額が支援基金の同時期までの運用果実の総額の範囲内であり、かつ、利子助成金の交付に支障を来さないように定めなければならない。

らない。

ただし、第5の6の規定により、利子助成金交付事業の完了前に使用する見込みのない残額を国に返還した場合において、支援基金の残額が相当程度減少し、運用収入が減少することにより、2の事務に要する経費が不足する場合には、この限りでない。

第5 支援基金に係る管理計画の作成等

- 1 会議所は、毎年度、別記様式第1号により、支援基金の運用管理及び利子助成金交付事業に関する管理計画を定め、当該年度開始前に農林水産大臣に提出して承認を受けなければならない。
- 2 会議所は、毎年度、支援基金の運用管理及び利子助成金交付事業について、別記様式第2号により当該年度の管理運用実績報告書を作成し、当該年度終了後3か月以内に農林水産大臣に提出するものとする。
- 3 会議所は、1の管理計画を変更しようとする場合には、別記様式第3号による管理計画変更承認申請書を農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、農林水産大臣が別に定める軽微な変更については、この限りでない。
- 4 会議所は、利子助成金交付事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難になった場合には、その理由と支援基金の運用管理及び利子助成金交付事業の遂行状況を記載した書類を農林水産大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
- 5 会議所は、利子助成金交付事業が完了した場合には、別記様式第4号により事業完了実績報告書を作成し、当該事業が完了した日から3か月以内に農林水産大臣に提出するものとする。
- 6 会議所は、利子助成金交付事業が完了したときにおいて、支援基金に残額が生じた場合には、当該残額を国に返還するものとする。

また、国は、利子助成金交付事業が完了する前であっても、当該事業に「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」（以下「基準」という。）3の（4）アを準用し、使用見込みの低い基金があると認めるときは、当該基金について使用する見込みのない額を納付させることがある。

第6 経理の区分

- 1 会議所は、支援基金の運用管理及び利子助成金交付事業について、特別の勘定を設け、他の事業に係る経理と区分して経理しなければならない。
- 2 会議所は、前項に掲げる基金に係る勘定の経理について、第3の1から3までの事業ごとに経理を整理しなければならない。
- 3 会議所は、帳簿を整備し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておくなければならない。

第7 国の助成

国は、予算の範囲内において、会議所に対し、支援基金の造成に要する経費について、別に定めるところにより、補助するものとする。

第8 指導監督

農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）は、会議所の事業の実施に関

し指導監督を行い、必要な措置を講ずることが出来るものとする。

第9 その他

- 1 会議所は、支援基金の運用管理及び利子助成金交付事業の実施に関し必要な事項について、経営局長の承認を受けて定めるものとする。
- 2 会議所は、利子助成金交付事業の一部を委託することができるものとする。
- 3 会議所は、前項の規定による利子助成金交付事業の一部の委託に関する契約には、利子助成金及びその交付に必要な事務に要する経費以外の用途に使用してはならない旨の条件を付さなければならない。
- 4 会議所は、利子助成金交付事業の実施において公益財団法人農林水産長期金融協会（昭和39年9月15日に財団法人高風会という名称で設立された法人をいう。）その他関係団体と連携を図って事業を行うものとする。
- 5 会議所は、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業等の概要及び基金事業等を終了する時期を公表するものとする。

別記1 省エネルギー・低コスト経営支援緊急対策利子助成金交付事業

第1 事業趣旨

燃油、肥料等の生産資材価格の高騰による生産コストの増嵩に対応するためには、担い手である認定農業者が行う省エネルギー施設の取得等によるコスト低減化に向けた取り組みを一層推進し、国内農業の体質強化による食料供給力の確保を図ることが緊急の課題となっている。

このため、認定農業者が省エネルギー施設の導入等を図ってコスト低減化に取組み、省エネルギー・省資源型の経営体質への転換を図るために借り入れる農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金について、金利負担を軽減するための利子助成金の交付を内容とする省エネルギー・低コスト経営支援緊急対策利子助成金交付事業を実施するものである。

第2 事業内容

会議所は、以下のとおり、利子助成対象資金について、適用要件を満たす借入者に対し、金利負担の軽減幅による利子助成を行うものとする。

ただし、国の補助金（交付金を含む。）の交付決定を受けた事業の補助残事業部分に充てるために融通される資金及び農業経営基盤強化資金の融資の円滑化について（平成10年12月25日付け農経A第1518号農林水産省経済局長通知）第2の適用を受ける資金については、利子助成の対象とはしないものとする。

1 利子助成対象資金

- （1）平成20年11月1日から平成22年3月31日までの間に貸付決定が行われた農業経営基盤強化資金（農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知。以下「基盤強化資金実施要綱」という。）第3に定める資金をいう。以下同じ。）のうち、貸付額が500万円を超えるもの（個人にあっては1億円以下、法人にあっては3億円以下の部分に限る。）。

ただし、基盤強化資金実施要綱第3の2の（7）の資金を除く。

- （2）平成20年11月1日から平成22年3月31日までの間に国又は都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金（農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）第2の1に定める農業近代化資金をいう。以下同じ。）のうち、貸付額が500万円を超えるもの（個人にあっては1800万円以下、法人にあっては3600万円以下の部分に限る。）。

ただし、農業近代化資金融通措置要綱（平成14年7月1日付け14経営第1747号農林水産事務次官依命通知。以下「近代化要綱」という。）第2の1の（1）の（ア）に掲げる者向けの農業近代化資金（近代化要綱第2の3の（1）の（ア）及び（イ）に掲げる資金を除く。）及び都道府県が利子補給を行う農業近代化資金で、農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知。以下「ガイドライン」という。）第2の1の（1）の（ア）に掲げる者に合致する者向けの資金（ガイドライン第2の3の（1）の（ア）及び（イ）に掲げる資金の内容に合致する資金を除く。）に限る。

2 適用要件

基本要綱第3の1に規定する経営改善資金計画の実施により、省エネルギー施設の導入等により低コスト経営に取り組むことによって、計画期間内に経費率（農業経営費（減価償却費を除く。）を農業粗収益（売上高）で除したものをいう。）を5%以上引き下げることが確実に見込まれること。

3 金利負担の軽減幅

(1) 農業経営基盤強化資金

基盤強化資金実施要綱第3の4の(2)の表の実質金利の欄に掲げる実質金利から、その水準が0%となるまでの幅又は2.0%の幅のうちいずれか小さい幅。

(2) 農業近代化資金

近代化要綱第2の6の(2)の表の実質金利の欄に掲げる実質金利から、その水準が0%となるまでの幅又は2.0%の幅のうちいずれか小さい幅。

第3 資金の借入者に対する利子助成金の交付

- 1 利子助成金の交付を希望する者(以下「交付希望者」という。)は、株式会社日本政策金融公庫その他の融資機関(以下「融資機関」という。)に対して資金の借入れの申込みを行うに際し、利子助成金の交付手続等に関する委任状を併せて提出するものとする。
- 2 融資機関は、貸付けの決定後、会議所に対し速やかに1の委任状に基づき交付希望者に代わって利子助成金交付申請書及び貸付けの決定の内容を記載した書類を提出するものとする。会議所は利子助成金の交付の適否を審査し、利子助成金を交付すべきものと認めるときは、その旨を利子助成金交付決定通知書により交付希望者に通知するとともに、その内容を融資機関に通知するものとする。
- 3 融資機関は、貸付けの実行に際し、2により利子助成金の交付の決定をした交付対象者(以下「交付対象者」という。)と、1の委任状に基づき、利子助成金代理受領契約を締結するものとする。
- 4 融資機関は、貸付けの実行後、会議所に対し速やかに貸付けの実行の内容を記載した書類を提出するものとする。
- 5 融資機関は、交付対象者の利払期に会議所に対し利子助成金の支払を申請するものとする。交付される利子助成金は、融資機関が代理受領をして利子に充当するものとする。

第4 資金の借入者に対する経営診断の実施

- 1 会議所は、本事業に係る資金の借入者に対して、融資時及び融資後に経営診断を行うこととし、その診断結果を借入者に通知するものとする。
- 2 融資時に行う1の経営診断は、当該融資の審査を行うにあたって融資機関が借入者から提出を受け、特別融資制度推進会議設置要綱(平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知)第1に基づき市町村段階に設置されている特別融資制度推進会議(以下「推進会議」という。)に送付された書類を用いて行うこととし、推進会議はこのために必要な書類を会議所に送付するものとする。
- 3 融資後に行う1の経営診断は、3年後を目途に実施することとし、経営状況報告(基本要綱第3の4の(2)の報告をいう。以下同じ。)に際して融資機関が借入者から提出を受けた書類を用いて行うこととし、融資機関はこのために必要な書類を会議所に送付するものとする。
- 4 融資機関が2及び3に掲げる書類を会議所に送付する場合(2により推進会議を経由して送付する場合を含む。)は、借入者の同意を得て行うものとする。
- 5 2及び3の規定にかかわらず、借入者がより詳しい経営診断を望む場合においては、会議所は当該診断に必要な書類を追加で徴収することができる。

別記2 雇用創出経営支援緊急対策利子助成金交付事業

第1 事業趣旨

我が国の農業においては、新たな雇用を生みだしつつ、持続可能性のある強い農業経営体を育成することが緊急の課題となっている。

このため、認定農業者が新たな雇用の創出に結びつく設備投資等により、経営改善を図るために借り入れる農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金について、金利負担を軽減するための利子助成金の交付を内容とする雇用創出経営支援緊急対策利子助成金交付事業を実施するものである。

第2 事業内容

会議所は、以下のとおり、利子助成対象資金について、適用要件を満たす借入者に対し、金利負担の軽減幅による利子助成を行うものとする。

ただし、国の補助金（交付金を含む。）の交付決定を受けた事業の補助残事業部分に充てるために融通される資金及び農業経営基盤強化資金の融資の円滑化について第2の適用を受ける資金については、利子助成の対象とはしないものとする。

1 利子助成対象資金

(1) 平成21年6月15日から平成22年3月31日までの間に貸付決定が行われた農業経営基盤強化資金のうち、貸付額が500万円を超えるもの（個人にあっては1億円以下、法人にあっては3億円以下の部分に限る。）。

ただし、基盤強化資金実施要綱第3の2の(7)の資金を除く。

(2) 平成21年6月15日から平成22年3月31日までの間に国又は都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金のうち、貸付額が500万円を超えるもの（個人にあっては1800万円以下、法人にあっては3600万円以下の部分に限る。）。

ただし、近代化資金要綱第2の1の(1)のアに掲げる者向けの農業近代化資金（近代化要綱第2の3の(1)のカの(ア)及び(イ)に掲げる資金を除く。）に限る。

2 適用要件

基本要綱第3の1に規定する経営改善資金計画の実施により、新たな雇用の創出に結びつく農業経営の改善を図ることによって、計画期間内に次に掲げる条件を満たすことが確実と見込まれること。

(1) 交付希望者の行う農業において次に掲げる常時従事者が1名以上増加すること。

ア 当該農業に年間150日以上従事する者であること。

イ 当該農業に従事する日数が年間150日に満たない者にあつては、その日数が次の算式により算出される日数（その日数が60日未満のときは、60日）以上従事する者であること。

$$\text{日数} = (A/B) \times (2/3)$$

A：交付希望者の行う農業に必要な年間総労働日数

B：交付希望者の行う農業に従事する者の数

(2) 交付希望者の行う農業において、(1)ア又はイに規定する常時従事者の基準日数と同じ年間延べ人日数以上の臨時雇用を創出するものであること。

3 金利負担の軽減幅

(1) 農業経営基盤強化資金

基盤強化資金実施要綱第3の4に規定する貸付利率から、その水準が0%となるまでの幅又は2.0%の幅のうちいずれか小さい幅。

(2) 農業近代化資金

ア及びイを合計した幅。

ア 近代化要綱第2の6の(1)に規定する貸付利率から、その水準が近代化要綱第2の6の(2)に規定する認定農業者等に係る貸付利率の特例後の利率(以下「認定農業者等向け貸付利率」という。)となるまでの幅。

イ 認定農業者等向け貸付利率から、その水準が0%となるまでの幅又は2.0%の幅のうちいずれか小さい幅。

第3 資金の借入者に対する利子助成金の交付

- 1 交付希望者は、融資機関に対して資金の借入れの申込みを行うに際し、利子助成金の交付手続等に関する委任状を併せて提出するものとする。
- 2 融資機関は、貸付けの決定後、会議所に対し速やかに1の委任状に基づき交付希望者に代わって利子助成金交付申請書及び貸付けの決定の内容を記載した書類を提出するものとする。会議所は利子助成金の交付の適否を審査し、利子助成金を交付すべきものと認めるときは、その旨を利子助成金交付決定通知書により交付希望者に通知するとともに、その内容を融資機関に通知するものとする。
- 3 融資機関は、貸付けの実行に際し、交付対象者と、1の委任状に基づき、利子助成金代理受領契約を締結するものとする。
- 4 融資機関は、貸付けの実行後、会議所に対し速やかに貸付けの実行の内容を記載した書類を提出するものとする。
- 5 融資機関は、交付対象者の利払期に会議所に対し利子助成金の支払を申請するものとする。交付される利子助成金は、融資機関が代理受領をして利子に充当するものとする。

第4 資金の借入者に対する経営診断の実施

- 1 会議所は、本事業に係る資金の借入者に対して、融資時及び融資後に経営診断を行うこととし、その診断結果を借入者に通知するものとする。
- 2 融資時に行う1の経営診断は、当該融資の審査を行うにあたって融資機関が借入者から提出を受け、推進会議に送付された書類を用いて行うこととし、推進会議はこのために必要な書類を会議所に送付するものとする。
- 3 融資後に行う1の経営診断は、3年後を目途に実施することとし、経営状況報告に際して融資機関が借入者から提出を受けた書類を用いて行うこととし、融資機関はこのために必要な書類を会議所に送付するものとする。
- 4 融資機関が2及び3に掲げる書類を会議所に送付する場合(2により推進会議を経由して送付する場合を含む。)は、借入者の同意を得て行うものとする。
- 5 2及び3の規定にかかわらず、借入者がより詳しい経営診断を望む場合にあつては、会議所は当該診断に必要な書類を追加で徴収することができる。

別記3 農業経営維持安定支援緊急対策利子助成金交付事業

第1 事業趣旨

景気後退による生産物価格の低下や資材価格の高騰により、売上が減少し資金繰りが悪化している担い手に対する経営の維持安定が課題となっている。

このため、認定農業者等が経営診断を受け、その診断結果に基づき適切な経営戦略を図るために借り入れる農林漁業セーフティネット資金について、金利負担を軽減するための利子助成金の交付を内容とする農業経営維持安定支援緊急対策利子助成金交付事業を実施するものである。

第2 事業内容

会議所は、以下のとおり、利子助成対象資金について、適用要件を満たす借入者に対し、金利負担の軽減幅による利子助成を行うものとする。

1 利子助成対象資金

平成21年6月15日から平成22年3月31日までの間に貸付決定が行われた農林漁業セーフティネット資金（農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7581号農林水産事務次官依命通知。以下「セーフティネット実施要綱」という。）に定める資金をいう。以下同じ。）

ただし、セーフティネット実施要綱第2の2の（1）、（5）（新たに農林漁業経営を開始した者であって、農林漁業経営開始後3年以内のものを除く。）及び（7）に掲げる者向けの農林漁業セーフティネット資金（セーフティネット実施要綱第2の1の（3）の①から⑧までに該当するものに限る。）に限る。

2 適用要件

会議所、都道府県担い手育成総合支援協議会及び地域担い手育成総合支援協議会（経営局長が別に定めるところにより、都道府県知事の承認を受けて設置されたものをいう。）並びにこれらの者と同等の経営診断能力を有する者が実施する経営診断を受診すること。

3 金利負担の軽減幅

セーフティネット実施要綱第2の4に規定する貸付利率から、その水準が0%となるまでの幅又は2.0%の幅のうちいずれか小さい幅。

第3 資金の借入者に対する利子助成金の交付

1 交付希望者は、融資機関に対して資金の借入れの申込みを行うに際し、利子助成金の交付手続等に関する委任状を併せて提出するものとする。

2 融資機関は、貸付けの決定後、会議所に対し速やかに1の委任状に基づき交付希望者に代わって利子助成金交付申請書及び貸付けの決定の内容を記載した書類を提出するものとする。会議所は利子助成金の交付の適否を審査し、利子助成金を交付すべきものと認めるときは、その旨を利子助成金交付決定通知書により交付希望者に通知するとともに、その内容を融資機関に通知するものとする。

3 融資機関は、貸付けの実行に際し、交付対象者と、1の委任状に基づき、利子助成金代理受領契約を締結するものとする。

4 融資機関は、貸付けの実行後、会議所に対し速やかに貸付けの実行の内容を記載した書類を提出するものとする。

5 融資機関は、交付対象者の利払期に会議所に対し利子助成金の支払を申請するものとする。交付される利子助成金は、融資機関が代理受領をして利子に充当するものとする。

附 則（平成20年10月16日20経営第4079号）
この通知は、平成20年10月16日から施行する。

附 則（平成20年12月1日20経営第4932号）
この通知は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年5月29日21経営第855号）
この通知は、平成21年5月29日から施行する。

附 則（平成25年6月7日25経営第772号）
この通知は、平成25年6月7日から施行する。

附 則（平成27年3月20日26経営第3334号）
この通知は、平成27年3月20日から施行する。

- 附 則（平成28年3月16日27経営第3107号）
- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行し、この通知による改正後の本要綱の規定は、平成28年度の基金管理計画から適用する。
 - 2 雇用創出経営支援緊急対策利子助成金交付事業実施要綱（平成21年5月29日付け21経営第991号農林水産事務次官依命通知。以下「雇用創出要綱」という。）及び農業経営維持安定支援緊急対策利子助成金交付事業実施要綱（平成21年5月29日付け21経営第992号農林水産事務次官依命通知。以下「農業経営要綱」という。）は、廃止する。
 - 3 この通知による改正前の本要綱第7の2、廃止前の雇用創出要綱第7の2及び廃止前の農業経営要綱第6の2に基づく平成27年度の管理運営実績報告書の作成及び農林水産大臣への提出に関しては、なお従前の例による。
 - 4 この通知の施行の際、この通知による改正前の本要綱第2に基づく低コスト経営支援基金、廃止前の雇用創出要綱第2に基づく雇用創出経営支援基金及び廃止前の農業経営要綱第2に基づく農業経営維持安定支援基金に所属する権利義務は、支援基金に帰属するものとする。

附 則（令和2年3月30日元経営第3160号）
この通知は、令和2年4月1日から施行する。

- 附 則（令和3年3月26日2経営第3379号）
- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
 - 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の別記様式第1号から第4号まで（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
 - 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式 第1号 (第5の1関係)

年度 認定農業者等経営支援基金管理計画書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
一般社団法人全国農業会議所会長

認定農業者等に対する経営支援緊急対策利子助成金交付事業実施要綱第5の1の規定に基づき、下記のとおり承認を申請する。

記

1 支援基金の管理計画

(単位：千円)

科 目	金 額
1. 基金増減	
(1) 期首基金残高	
(2) 基金造成額	
(3) 基金取崩し額	
(4) 差引基金残高(A)	
2. 収入支出	
(1) 収入	
① 前期繰越金	
② 補助金収入	
③ 基金運用収入	
④ 基金取崩し	
⑤ その他収入	
収入合計(B)	
(2) 支出	
① 基金造成費	
② 利子助成金	
③ 事務費	
人件費	
委託費	
その他	
④ その他支出	
支出合計(C)	
(3) 次期繰越金(D=B-C)	
3. 基金勘定運用残高	
期末基金残高(A)	
次期繰越金(D)	
合 計	

2 利子助成金交付事業計画

(単位：千円)

区 分	助成対象 資金貸付 計画額	助 成 対 象 資 金 貸 付 金 残 高				利子助成金交付額
		期首貸付金残高 ①	貸付実行額 ②	貸付回収金 ③	期末貸付金残高 ①+②-③	
省エネルギー・低コスト経営支援緊急対策利子助成金交付事業						
雇用創出経営支援緊急対策利子助成金交付事業						
農業経営維持安定支援緊急対策利子助成金交付事業						
合 計						

3 支援基金運用計画

$$\begin{array}{ccccc} \text{(基金運用平均残高)} & & \text{(平均運用利回り)} & & \text{(基金運用益収入)} \\ \text{千円} & \times & \% & = & \text{千円} \end{array}$$

4 添付書類

支援基金の運用管理及び利子助成金交付事業に関する事業計画書、収支予算書、当該事業年度以降の利子助成金交付事業完了予定年度までの支援基金の当該事業年度以降の利子助成金交付事業完了予定年度までの支援基金の運用見込書、保有割合、保有割合の積算根拠並びに業務方法書

注)「保有割合」は、基準3の(3)の例示③に示されている利子補給事業(取崩し型)の保有割合をいう。別記様式第2において同じ。

別記様式 第2号 (第5の2関係)

年度 認定農業者等経営支援基金管理運用実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
一般社団法人全国農業会議所会長

認定農業者等に対する経営支援緊急対策利子助成金交付事業実施要綱第5の2の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 支援基金の管理実績

(単位：千円)

科 目	金 額
1. 基金増減	
(1) 期首基金残高	
(2) 基金造成額	
(3) 基金取崩し額	
(4) 差引基金残高(A)	
2. 収入支出	
(1) 収入	
① 前期繰越金	
② 補助金収入	
③ 基金運用収入	
④ 基金取崩し	
⑤ その他収入	
収入合計(B)	
(2) 支出	
① 基金造成費	
② 利子助成金	
③ 事務費	
人件費	
委託費	
その他	
④ その他支出	
支出合計(C)	
(3) 次期繰越金(D=B-C)	
3. 基金勘定運用残高	
期末基金残高(A)	
次期繰越金(D)	
合 計	

2 利子助成金交付事業実績

(単位：千円)

区 分	融資機関	助成対象資金名	助成対象 資金貸付 決定額	助 成 対 象 資 金 貸 付 金 残 高				利子助成金交付額
				期首貸付金残高 ①	貸付実行額 ②	貸付回収金 ③	期末貸付金残高 ①+②-③	
省エネルギー・低コスト経営支援緊急対策利子助成金交付事業								
雇用創出経営支援緊急対策利子助成金交付事業								
農業経営維持安定支援緊急対策利子助成金交付事業								
合 計								

3 支援基金運用実績

(基金運用平均残高) (平均運用利回り) (基金運用益収入)
 千円 × % = 千円

4 添付書類

支援基金の運用管理及び利子助成金交付事業に関する事業報告書（利子助成金交付額及びその件数を含む。）、当該事業年度以降の利子助成金交付事業完了予定年度までの支援基金の運用見込書、保有割合、保有割合の積算根拠、収支計算書、正味財産増減報告書、貸借対照表、財産目録並びに監査報告書

別記様式 第3号（第5の3関係）

年度 認定農業者等経営支援基金管理計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
一般社団法人全国農業会議所会長

年 月 日付け 経営第 号で承認の通知があった上記の管理計画について、
下記のとおり変更したいので、認定農業者等に対する経営支援緊急対策利子助成金交付事
業実施要綱第5の3の規定に基づき承認を申請する。

記

- 1 計画変更理由
- 2 変更後管理計画

別記様式 第4号 (第5の5関係)

認定農業者等経営支援基金に係る利子助成金交付事業完了実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
一般社団法人全国農業会議所会長

上記の事業について、認定農業者等に対する経営支援緊急対策利子助成金交付事業が完了したので、認定農業者等に対する経営支援緊急対策利子助成金交付事業実施要綱第5の5の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 利子助成金交付事業の完了年月日

2 利子助成金交付事業の実績

(1) 収入支出

(単位：千円)

(収入) 補助金(基金造成額) 基金運用収入		(支出) 利子助成金 事務費 〔内 人件費 委託費 その他〕 その他支出	
その他収入		その他支出	
合計		合計	
		(差引基金残高)	

(2) 事業実績 (利子助成金関係)

(単位：千円)

利子助成対象資金名	対象資金貸付額		利子助成金額
	件数	金額	

注) 付表として年度別内訳表、融資機関別内訳表を添付のこと。

3 残余財産目録

注) 預金等については残高証明書(写)を添付のこと。